

株 主 各 位

大阪市中央区平野町2丁目5番8号
株式会社翻訳センター
代表取締役社長 東 郁 男

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（アドレス <http://www.honyakuctr.com>）

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計事業年度における我が国の経済は、米国発の金融危機に端を発した国際金融市場の混乱が実体経済に影響し、設備投資の縮小や貿易高の減少、雇用情勢の悪化など、経済環境は極めて厳しい状況にあります。このような状況のもと、当社グループでは、企業のグローバルな事業展開に伴う翻訳需要を獲得すべく、顧客ニーズの変化に対応する高付加価値サービスの提案など、さまざまな角度から積極的に営業展開いたしました。

この結果、当社グループの売上高は4,501,170千円（前期比2.6%増）となりました。分野別売上状況は、次のとおりでございます。特許分野では、バイオ・化学・通信・機械関連の国際特許出願用明細書の翻訳需要は底堅く推移しており、一部の特許事務所で需要減少がみられたものの、企業の知的財産関連部署との取引を拡大できたことから、売上高は前期比1.1%増の1,618,508千円となりました。医薬分野につきましては、外資系メガファーマからの翻訳受注が堅調に推移したことに加え、内資製薬企業での拡販も奏効し、さらにメディカル・ライティング案件の受注が大幅に増加したため、売上高は前期比7.8%増の1,399,034千円となりました。工業分野につきましては、自動車関連企業の一部顧客からの受注に大きな落ち込みがみられましたが、エネルギー関連、通信機器関連、ゲーム関連企業からの受注が増加したことにより、売上高は前期比1.9%増の987,135千円となりました。金融分野では、外資系金融機関や法律事務所からの売上が落ち込み、底堅いと思われたディスクロージャー関連でも減少傾向がみられた一方で、保険関連企業からの売上が増加したものの全体の落ち込みを補うには及ばず、売上高は前期比9.0%減の404,734千円となりました。

営業利益につきましては、販売管理費の増加を吸収できなかったため、317,439千円（前期比21.2%減）、経常利益は314,267千円（前期比22.8%減）、当期純利益は156,564千円（前期比23.6%減）となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計事業年度に実施いたしました設備投資総額は157,880千円であり、その主たるものは、当社グループの保有する翻訳ノウハウや情報資産をデータベースとして構成する翻訳プラットフォーム「HC TraTool」の開発費用105,391千円、業務管理サーバーの増強20,100千円であります。

(2) 直前3連結会計事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成17年度 第 20 期	平成18年度 第 21 期	平成19年度 第 22 期	平成20年度 第23期(当連結 会計事業年度)
売 上 高	千円 3,488,291	千円 4,006,728	千円 4,383,092	千円 4,501,170
経 常 利 益	千円 326,466	千円 389,415	千円 407,224	千円 314,267
当 期 純 利 益	千円 175,984	千円 210,695	千円 205,163	千円 156,564
1株当たり当期純利益	円 銭 13,217.55	円 銭 16,510.88	円 銭 15,786.69	円 銭 11,958.81
総 資 産	千円 1,402,574	千円 2,107,173	千円 2,357,643	千円 2,279,608
純 資 産	千円 752,396	千円 1,303,832	千円 1,494,320	千円 1,603,729
1株当たり純資産額	円 銭 62,694.96	円 銭 101,465.60	円 銭 114,157.43	円 銭 122,468.88

- (注) 1. 平成18年3月3日付をもって株式1株につき5株の分割を行っております。
2. 第21期は、平成18年4月27日付公募増資に伴う1,200株の新株を発行いたしましたので、1株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式数12,761株にて算出しており、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、第20期、第22期、第23期の1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第21期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
4. 第21期より、会社法第436条第2項第1号に基づき、会計監査人の監査を受けております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社国際事務センター	12,000千円	100%	翻訳事業
HC Language Solutions, Inc.	1百万USドル	100%	翻訳事業
株式会社HCランゲージキャリア	20,000千円	100%	人材派遣事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の3社です。

2. 平成20年10月、株式会社HCランゲージキャリアの全発行済株式を株式会社ロゼッタより譲受し、子会社といたしました。
3. 平成20年8月、中国北京市に北京東櫻花翻訳有限公司を合弁会社として設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

世界同時不況の影響によって貿易額は減少傾向にありますが、日本企業が行う海外展開や外国企業による日本市場参入は、各企業にとって重要な戦略であることに変わりはなく、産業技術翻訳の需要は、短期的には減少局面にありますが、中・長期的には底堅く推移していくものと思われます。このような状況のもと、当社グループが企業価値をさらに向上させていくにあたって、以下の課題を認識しております。

まず、主力事業領域である特許・医薬・工業・金融の四分野における事業拡大を図るためには、翻訳の枠を超えた高付加価値サービスを展開していく必要があります。医薬分野では、高付加価値サービスとしてメディカル・ライティングを既に展開しており、売上にも寄与しておりますが、より一層の売上増加を実現するためには、医薬品・医療機器申請資料の作成を行うメディカルライターの拡充が必要です。また、特許分野では弁理士や外国特許事務の専門家と連携をとりながら、高付加価値サービスとしての外国出願支援サービスの提供を検討しております。この実施にあたっては外国特許実務に精通した人材の増強が必要となります。

次に、当社グループの営業戦略のひとつとして、規模と組織力を活かした集中購買化提案があります。顧客である大手企業では、利用している翻訳会社が十数社にもなるケースがありますので、その場合に、翻訳会社を数社に絞り込むことにより、コストダウンと情報統一を図るように購買セッションに対して提案します。集中購買化提案につきましては、従来から実績のあつ

た医薬分野だけでなく、工業分野でも成果を得てきていますので、より一層の促進を図ります。

規模拡大のためには新規事業所の設立が必要ですが、当社グループは既に米国と中国に子会社を設立しておりますので、両社の売上拡大による黒字化が当面の課題です。日本本社のリソースやノウハウあるいは顧客基盤の共有化など、海外子会社と日本本社との連携を活かして、在米・在中日系企業のサポートあるいは米国企業・中国企業の日本市場への展開をサポートしてまいります。

新規事業領域を拡大するために取り組んでおりますメディア・コンテンツ関連の翻訳につきましては、日本本社と米国子会社において、日本製のコミックやゲームの英語化を中心に順調に実績を重ねてきていますが、今後これらをさらに拡大するためには、制作体制の強化が課題となってきました。

また、当社グループの人材派遣サービスを拡充するために、本年10月に「HCランゲージキャリア」を株式取得によって連結子会社としました。同社の持つ顧客基盤と高い語学能力を持った人材リソースを、本社との連携によってより一層強化・拡大してまいります。

収益基盤を強化するためには「翻訳プラットフォーム」の構築が必要です。「翻訳プラットフォーム」とは、当社グループの保有する翻訳ノウハウや情報資産をデータベースとして活用するものであり、これによって品質水準を満たした翻訳の安定的供給、および翻訳者の作業効率向上を目指します。現在は、プラットフォームの中心となる翻訳支援システム（HC TraTool）を開発している段階にあります。本システムの早期完成と円滑な導入を目指してまいります。

また、当社グループのビジネスモデルでは、業務委託先である翻訳者の確保が重要な課題です。外国語に精通し、かつ各専門分野の知識をも保有している人材が不可欠です。より優秀な翻訳者を獲得していくため、翻訳業界雑誌や特許・製薬業界などの業界紙への広告掲載、ホームページ、翻訳学校との提携など、様々なチャンネルを活用して募集活動を行ってまいります。また、翻訳者育成事業につきましても、現在運営している通信教育事業を中心に、さらに拡充してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループでは、特許・医薬・工業・金融の各分野を中心とした受託翻訳サービスと、顧客先への通訳者・翻訳者の派遣等を主たる事業としております。

(6) 主要な拠点等

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市
大 阪 営 業 部	大阪府大阪市
東 京 本 部	東京都港区
名 古 屋 営 業 部	愛知県名古屋市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社国際事務センター	東京都中央区
HC Language Solutions, Inc.	米国カリフォルニア州
株式会社HCランゲージキャリア	東京都港区

(7) 従業員の状況

当社グループの状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
226名 (77名)	33名増 (7名増)

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()
外数で記載しております。

当社の状況

従 業 員 数	前事業度末比増減
216名 (69名)	30名増 (8名増)

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()
外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 51,400株
 (2) 発行済株式総数 13,095株（自己株式はありません）
 (3) 株主数 1,622名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 ウ イ ザ ス	3,260株
東 郁 男	679
池 亀 秀 雄	508
淺 見 和 宏	418
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	347
岩 崎 泰 次	305
翻 訳 セ ン タ ー 従 業 員 持 株 会	293
角 田 輝 久	258
二 宮 俊 一 郎	233
磯 野 由 美 子	230

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末における当社役員が保有する新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 308個
- ・新株予約権の目的となる株式の数 1,540株
- ・新株予約権の行使価格 112,800円
- ・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別状況

	回 数	行 使 期 間	個 数	株 数	保有者数
取 締 役	第1回	平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	91個	455株	5名
社 外 監 査 役	第1回	平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	3個	15株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	他の法人等の代表状況等
東 郁 男	代 表 取 締 役 社 長	社団法人日本翻訳連盟 会長 株式会社国際事務センター 代表取締役 HC Language Solutions, Inc. 代表取締役
浅 見 和 宏	取 締 役（経理担当兼総務部長）	—
角 田 輝 久	取 締 役（東京第二営業部長）	—
二 宮 俊 一 郎	取 締 役（経営企画室長）	—
池 亀 秀 雄	取 締 役（コンプライアンス担当兼情報管理担当兼業務推進部長）	株式会社HCランゲージキャリア 代表取締役
橋 正 宏	監 査 役（常 勤）	—
妙 中 厚 雄	監 査 役	税理士

- (注) 1. 取締役柴田正志氏は、平成21年1月17日にHC Language Solutions, Inc.代表取締役を辞任いたしました。また平成21年3月31日付で当社取締役を辞任いたしました。
2. 監査役橋 正宏氏、妙中厚雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役妙中厚雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役 6名 69,907千円

社外監査役 2名 19,040千円

- (注) 1. 上記のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、13,400千円の役員退職慰労金を支給しております。
2. 当社は平成18年6月28日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金（取締役5名49,500千円、社外監査役2名7,800千円）を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

地位	氏名	他の法人等の兼任状況	当社での主な活動状況
監査役	橘 正 宏	—	取締役会では開催16回の内、15回出席（出席率93%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から、意見の表明を行っております。
監査役	妙 中 厚 雄	株式会社フォー・ユー 社外取締役 株式会社ジョイント・コーポレーション 社外監査役 (注) 上記2社と当社との間には特別の関係はありません。	取締役会では開催16回の内、14回出席（出席率87%）し、経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から、意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

22,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めておりません。

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めておりません。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役の同意を得たうえで、また監査役の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の合意に基づき監査役が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって定めた監査役は、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30,000千円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社はコンプライアンス体制を整備・確保するために、当社ならびにグループ会社の取締役、および従業員を含めたグループ企業行動規範を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図る。
- ② コンプライアンス上の問題の未然防止、早期是正のために、コンプライアンス担当役員を長とした委員会を組織し、社内および社外（弁護士）にコンプライアンス相談窓口を設置する。報告・通報内容は、コンプライアンス委員会が調査し、総務部と協議の上再発防止策を決定するとともに、全社的に再発防止策を実施する。
- ③ 万が一コンプライアンス上問題となりうる事態が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は委員会に諮り、その状況・対策その他必要な事項を、直ちに取締役会および監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して適切に保存および管理する。

取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントの確立に向けてリスクマネジメント規程を制定し、リスクの予防および危機発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役またはその指名するものを本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程により、月1回これを開催することとし、また必要に応じ適宜臨時に開催して重要事項の決定を行うとともに、相互に業務執行の監督を行う。

② 経営戦略の浸透および各部署の適時適切な現状報告を目的とし、取締役および監査役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を月1回開催する。

③ 取締役は中期経営計画および年度経営計画を策定し、適正かつ効率的な経営を執行する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ企業すべてに適用する行動指針としてグループ企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。

② 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を行わせ、重要な事項については関係会社管理規程を制定する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の遂行に関して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査担当者を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令は監査役が行うことにより、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

① 代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

② 取締役および使用人は監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について監査役に報告および情報提供を行う。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ・ 法令定款に違反する恐れのある事項および不正の行為
- ・ 毎月の会計関連資料
- ・ 内部監査が実施した内部監査の結果
- ・ コンプライアンス相談窓口への通報状況
- ・ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,818,902	【流動負債】	561,063
現金及び預金	1,105,755	買掛金	327,731
受取手形及び売掛金	603,428	未払金	55,719
仕掛品	40,542	未払法人税等	32,433
原材料及び貯蔵品	2,300	賞与引当金	89,950
繰延税金資産	46,731	その他	55,228
その他	21,241	【固定負債】	114,815
貸倒引当金	△1,097	退職給付引当金	57,515
【固定資産】	460,706	役員退職慰労引当金	57,300
(有形固定資産)	59,249	負債合計	675,878
建物	21,179	(純資産の部)	
車両運搬具	83	【株主資本】	1,609,191
工具、器具及び備品	37,986	資本金	399,818
(無形固定資産)	157,089	資本剰余金	290,198
のれん	37,286	利益剰余金	919,175
ソフトウェア仮勘定	105,391	【評価・換算差額等】	△5,461
その他	14,412	その他有価証券評価差額金	△2,549
(投資その他の資産)	244,366	為替換算調整勘定	△2,911
投資有価証券	69,940	純資産合計	1,603,729
差入保証金	125,318	負債・純資産合計	2,279,608
繰延税金資産	48,166		
その他	4,664		
貸倒引当金	△3,723		
資産合計	2,279,608		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		4,501,170
売 上 原 価		2,381,570
売 上 総 利 益		2,119,600
販売費及び一般管理費		1,802,161
営 業 利 益		317,439
営 業 外 収 益		4,163
営 業 外 費 用		7,335
経 常 利 益		314,267
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,315	
固 定 資 産 売 却 損	2,426	5,742
税金等調整前当期純利益		308,525
法人税、住民税及び事業税		137,754
法人税等調整額		14,206
当 期 純 利 益		156,564

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から）
（平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	399,536	289,916	808,425	1,497,877
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	282	282		564
剰余金の配当			△45,815	△45,815
当期純利益			156,564	156,564
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	282	282	110,749	111,313
平成21年3月31日 残高	399,818	290,198	919,175	1,609,191

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日 残高	△1,480	△2,076	△3,556	1,494,320
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				564
剰余金の配当				△45,815
当期純利益				156,564
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,069	△835	△1,904	△1,904
連結会計年度中の変動額合計	△1,069	△835	△1,904	109,409
平成21年3月31日 残高	△2,549	△2,911	△5,461	1,603,729

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社国際事務センター

HC Language Solutions, Inc.

株式会社HCランゲージキャリア

上記のうち、株式会社HCランゲージキャリアについては当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

北京東櫻花翻訳有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちHC Language Solutions, Inc. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。この変更による、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 15年

工具、器具及び備品… 3～15年

車両運搬具…………… 2～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社および連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支払見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社において当制度は平成18年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(5) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(6) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(7) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

54,929千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	13,090	5	—	13,095
合計	13,090	5	—	13,095

(注) 発行済株式における普通株式の増加株式数は、ストック・オプションの権利行使に伴う新株発行によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	45,815	3,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成21年6月25日開催予定の第23回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

- イ. 配当金の総額 52,380千円
- ロ. 1株当たり配当額 4,000円
- ハ. 基準日 平成21年3月31日
- ニ. 効力発生日 平成21年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 122,468円88銭
- 1株当たり当期純利益 11,958円81銭

5. その他の注記

有価証券に関する注記

(1) その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	9,722	5,430	△4,292

(2) 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額 (千円)
(イ) 子会社株式および関連会社株式 子会社株式	14,510
(ロ) その他有価証券 非上場株式	50,000

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,717,829	【流動負債】	533,404
現金及び預金	1,038,889	買掛金	312,551
受取手形	5,501	未払金	50,314
売掛金	568,990	未払法人税等	32,061
仕掛品	37,278	未払消費税等	8,874
原材料及び貯蔵品	2,144	前受金	20,504
前払費用	17,016	預り金	22,098
繰延税金資産	46,042	賞与引当金	87,000
未収入金	2,330	【固定負債】	112,099
その他	610	退職給付引当金	54,799
貸倒引当金	△973	役員退職慰勞引当金	57,300
【固定資産】	536,612	負債合計	645,503
(有形固定資産)	49,309	(純資産の部)	
建物	20,110	【株主資本】	1,611,487
車両運搬具	83	資本金	399,818
工具、器具及び備品	29,114	資本剰余金	290,198
(無形固定資産)	119,327	資本準備金	290,198
ソフトウェア	10,039	利益剰余金	921,471
ソフトウェア仮勘定	105,391	利益準備金	14,434
その他	3,896	その他利益剰余金	907,036
(投資その他の資産)	367,975	【評価・換算差額等】	△2,549
投資有価証券	50,000	その他有価証券評価差額金	△2,549
関係会社株式	119,849	純資産合計	1,608,937
出資金	100	負債・純資産合計	2,254,441
関係会社長期貸付金	30,000		
破産更生債権等	3,460		
長期前払費用	841		
繰延税金資産	48,166		
差入保証金	119,018		
貸倒引当金	△3,460		
資産合計	2,254,441		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,291,093
売 上 原 価		2,286,361
売 上 総 利 益		2,004,732
販売費及び一般管理費		1,666,758
営 業 利 益		337,973
営 業 外 収 益		4,957
営 業 外 費 用		1,288
経 常 利 益		341,642
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	119,289	
固定資産除却損	758	120,048
税 引 前 当 期 純 利 益		221,593
法人税、住民税及び事業税		137,300
法人税等調整額		13,823
当 期 純 利 益		70,470

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成20年3月31日 残高	399,536	289,916	289,916	14,434	882,381	896,816	1,586,268
事業年度中の変動額							
新株の発行	282	282	282				564
剰余金の配当					△45,815	△45,815	△45,815
当期純利益					70,470	70,470	70,470
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純 額）							
事業年度中の変動額合計	282	282	282	-	24,655	24,655	25,219
平成21年3月31日 残高	399,818	290,198	290,198	14,434	907,036	921,471	1,611,487

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	△1,480	△1,480	1,584,787
事業年度中の変動額			
新株の発行			564
剰余金の配当			△45,815
当期純利益			70,470
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純 額）	△1,069	△1,069	△1,069
事業年度中の変動額合計	△1,069	△1,069	24,150
平成21年3月31日 残高	△2,549	△2,549	1,608,937

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
- ② その他の有価証券……………時価のあるものについて、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。この変更による、営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物…………… 15年
工具、器具及び備品… 3～15年
車両運搬具…………… 2～6年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
なお、当社において当制度は平成18年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

6. 会計処理方法の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 48,771千円

2. 偶発債務

当社は連結子会社 HC Language Solutions, Inc. のリース債務に対して、2,934千円の債務保証を行っております。

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

- ① 短期金銭債権 6,211千円
- ② 短期金銭債務 16,672千円
- ③ 長期金銭債権 30,000千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 売上高	17,347千円
② 仕入高	49,105千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および数 該当事項はありません。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因	
賞与引当金	35,354千円
役員退職慰労引当金	23,285千円
未払事業税	3,088千円
退職給付引当金	22,269千円
その他	10,210千円
繰延税金資産合計	94,208千円

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. 取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

リース物件の取得価額相当額	16,585千円
減価償却累計額相当額	11,521千円
期末残高相当額	5,063千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2,774千円
1年超	2,461千円
合計	5,235千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	3,910千円
減価償却費相当額	3,722千円
支払利息相当額	170千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
子会社	HC Language Solutions, Inc.	直接100%	当社の販売先および仕入先、資金の貸付、役員の兼任	資金の貸付 受取利息	30,000 679	長期貸付金 —	30,000 —

(取引条件および取引条件の決定方針等)

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 122,866円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5,382円69銭 |

IX. その他

有価証券に関する注記

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株 式	9,722	5,430	△4,292

2. 時価評価されていない主な有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)
① 子会社株式および関連会社株式 子会社株式	114,419
② その他有価証券 非上場株式	50,000

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 永原新三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野田弘一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社翻訳センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 永原新三 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野田弘一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社翻訳センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

株式会社 翻訳センター
監査役(常勤) 橋 正 宏 ㊞
監 査 役 妙 中 厚 雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主各位に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。従いまして、第23期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4,000円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は52,380,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものです。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。（変更案附則第1条および第2条）
- (3) 当社は会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第9条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。
- (4) 社外監査役が職務の遂行にあたり、独立性を確保しながら監査機能としての役割を十分に発揮できるように、また今後も見識・経験ともに豊富な社外監査役を招聘できるよう、変更案第33条第2項において、法令の定める範囲内で、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (5) その他、一部語句の修正および条数の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 監査役
（新 設）	<u>3 監査役会</u>
3 会計監査人	4 会計監査人
第5条～第6条（条文省略）	第5条～第6条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役 (員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は3名以内とする。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第14条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集権者および議長)</u></p> <p>第29条 <u>監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役がこれを招集しその議長となる。ただし、必要あるときは他の監査役も招集することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役(社外監査役であったものを含む)との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第34条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営陣の強化を図り、事業の発展を期するため、新たに取締役2名を増員いたしたく、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式の数
1	中本 宏 (昭和28年1月11日生)	平成9年6月 株式会社ワールド取締役管理本部長 平成13年6月 同社執行役員経営管理副統括部長 平成14年6月 同社WEL人事部長 平成16年6月 同社退社 平成16年9月 アイティービー株式会社入社、本部長 平成18年9月 同社退社 平成18年9月 当社入社、管理部部长 平成19年4月 当社経理部部长 (現任)	—
2	楠見 賢二 (昭和45年3月24日生)	平成7年9月 楠見建設工業株式会社入社 平成10年12月 同社退社 平成11年6月 当社入社 平成17年4月 当社大阪営業部部长 (現任)	60株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役会の設置に伴い、監査体制の一層の強化・充実を図るため、新たに監査役1名の増員をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の数
松村信夫 (昭和26年8月30日生)	昭和56年4月 大阪弁護士会登録(現任) 平成12年3月 弁理士登録(現任) 平成16年4月 大阪市立大学法学研究科特任教授 (現任) 平成17年4月 大阪大学法科大学院講師(現任) 平成18年6月 日本工業所有権法学会理事(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外監査役候補者であります。
3. 同氏は会社経営に直接関与しておりませんが、高い専門性を有する弁護士であつて人格・見識に優れていることから、独立の立場を必要とする社外監査役として適格であり、監査役の職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 同氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定があります。なお、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第19回定時株主総会において、取締役については月額1,500万円以内、監査役については月額300万円以内とご承認いただき今日に至っております。

取締役につきましては第3号議案である「取締役2名選任の件」をご承認いただいた場合に2名の増員となりますことから、報酬額を月額1,800万円以内と改定させていただきたいと存じます。また監査役につきましては第4号議案である「監査役1名選任の件」をご承認いただいた場合に1名の増員となりますことから、報酬額を月額400万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用者兼取締役の使用人部分の給与は含まないものといたしたいと存じます。取締役および監査役の員数は、第3号議案および第4号議案が原案どおりご承認いただけました場合には、取締役は7名、監査役は3名となります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing. The lines are evenly spaced and cover most of the page area.